

新型コロナウイルス感染症に関する情報

(10月18日現在)

新型コロナワクチン接種に関する情報

オミクロン株対応ワクチンの接種を行っています ID 1030021

新型コロナウイルス感染症の従来株とオミクロン株の両方に対応した新ワクチン（2価ワクチン）による接種を実施しています。

接種できるのは、12歳以上で、3回目または4回目接種を受ける人です。ワクチンはファイザー社とモデルナ社の2種類があり、いずれも感染予防と重症化予防に効果があります。

	オミクロン株対応ワクチン	
	ファイザー社	モデルナ社
対象者	12歳以上の3・4回目	18歳以上の3・4回目
接種間隔	前回の接種から3カ月以上	

- ▼接種場所 市内医療機関や地区市民センターなどで実施している集団接種会場。
- ▼予約方法 予約WEBサイトに必要事項を入力するか、電話で、宇都宮市新型コロナワクチン接種コールセンターへ。
- ▼その他 1・2回目の接種には、従来株のワクチンを使用します。本市では、ファイザー社・武田社（ノババックス）ワクチンでの集団接種を実施しています。

小児（5～11歳）への接種を行っています ID 1028700

本市では、10代以下の感染者が高い割合を占めています。感染拡大を抑制するため、1・2回目の接種がお済みのお子さんは3回目の接種をご検討ください。

▼接種回数・対象年齢など

接種回数	対象年齢	接種間隔
1・2回目接種	5～11歳	3週間の間隔を空けて2回接種
3回目接種		2回目の接種から5カ月経過後に1回接種

- ▼使用するワクチン 小児用ファイザー社ワクチン。
- ▼費用 無料（全額公費）。
- ▼接種方法 市内の小児科医を中心とした20医療機関。詳しくは、市庁舎をご覧ください。



▲市庁舎



ワクチン接種は予約WEBサイトURL1から予約してください

- ▼その他 WEB予約の他、コールセンターでも予約を受け付けています。



▲予約WEBサイト

ワクチン接種の電話予約や問い合わせはこちらへ
宇都宮市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎0120(611)287(通話料無料)

※お掛け間違いにご注意ください。

- ▼対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝休日を含む毎日。ただし、12月29日～令和5年1月3日を除く）。

発熱などの症状がある人は、まずは、かかりつけ医など、最寄りの医療機関に、電話でご相談ください。

■相談できる医療機関が無い場合

- ▼受診・ワクチン相談センター
(県コールセンター)

☎0570(052)092

(土・日曜日、祝休日を含む毎日、24時間対応。ただし、12月29日～令和5年1月3日を除く)



ワクチンに関して、守ってほしい大切なこと

接種を受けることは任意であり、強制ではありません。
職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないようお願いします。



接種証明書(国内用・海外用)を 発行しています

1027469

「接種証明書」は、次の方法で取得できます。

- 1 スマートフォンを使った電子交付
 - ▼使用方法 専用アプリをインストール。
 - ▼必要となる物 マイナンバーカード、パスポート(海外用)。
- 2 自治体窓口での交付
 - ▼交付場所 保健と福祉の相談(市役所1階)、各地区市民センター、バンパ出張所(馬場通り4丁目・うつのみや表参道スクエア5階)、保健予防課(竹林町・保健所内)。
 - ▼持ち物 申請書(市庁から取り出し可)、本人確

認書類(運転免許証など)、接種済証の写し、パスポート(海外用)。接種を受けた本人以外が申請する場合は委任状。

- 3 コンビニ端末での交付
 - ▼取得できるコンビニ 市内のセブンイレブン・ミニストップ。
 - ▼取得できる時間 午前6時30分～午後11時(土・日曜日、祝休日を含む毎日)。
 - ▼費用 1部120円(接種証明書発行料金)。
 - ▼持ち物 マイナンバーカード。
 - その他 詳しくは、市庁をご覧ください。
- 問 新型コロナウイルスワクチン接種実施本部 ☎(62)2)1171

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

1029351

1029471

問 子育て世帯生活支援特別給付金事務局 ひとり親世帯分=☎(632)2386、ひとり親世帯以外分=☎(632)2387

- ▼支給対象者・申請 右の表の通り。
- ▼対象児童 高校3年生(18歳になる年度)までの児童。ただし、特別児童扶養手当認定相当の児童の場合は20歳未満まで対象。
- ▼支給額 児童1人当たり5万円。
- ▼申請期限 令和5年2月28日(必着)。ただし、令和5年3月1日～4月1日生まれの児童は5月中旬を予定(ひとり親世帯以外分のみ)。
- ▼その他 詳しくは、市庁をご覧ください。



市庁
「ひとり親世帯分」



市庁
「ひとり親世帯以外分」

支給対象者	申請
ひとり親世帯分	
令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人	不要
公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人	必要
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	
ひとり親世帯以外分	
令和4年度分の住民税均等割が非課税の人で、次のいずれかに該当する人	不要
▼令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者 ▼児童手当(令和4年4月1日～令和5年4月1日生まれ)または特別児童扶養手当(令和4年5月分～令和5年3月分)の新規受給者	
平成16年4月2日～平成19年4月1日の間に出生した児童のみの養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人	必要
新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人	

＼12月31日まで期限が延長されました／

生活困窮者自立支援金

1027314

問 宇都宮市自立支援金コールセンター ☎(632)5360

- 対象
 - ▼初回 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付が終了、または利用できない世帯。
 - ▼再支給 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間が終了した世帯。なお、支給には収入・資産・就労活動などの条件があります。
- 金額(月額) 単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、3人以上の世帯=10万円。支給条件あり。
- 支給期間 初回、再支給とも最大3カ月。
- 申請期限 12月31日(消印有効)。
- その他 申請方法など、詳しくは、市庁をご覧ください。宇都宮市自立支援金コールセンター ☎(632)5360へ。

＼適用期間が延長されました／

国民健康保険傷病手当金

1023292

問 保険年金課 ☎(632)2316

- ▼対象 国民健康保険に加入している被用者(会社などに勤め、給与収入のある人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱などの症状があり感染が疑われるため会社などを休み、給与収入が減少した人。
- ▼支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することのできない期間のうち、就労を予定していた日。
- ▼適用期間 令和4年12月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間。
- ▼申請期限 労務に服することができなくなった日の翌日から2年間。
- ▼その他 詳しくは、市庁をご覧ください。保険年金課 ☎(632)2316へ。